

◆ 今ここで頑張っています ◆

知的財産の専門家を目指して

旭化成株式会社 知的財産部

亀ヶ谷薫子（新制40回）



清水研究室を学部で卒業して以来、ずっと知的財産（知財）の仕事をしている。

1990年、旭化成工業（株）（現旭化成（株））に入社し、特許部（当時）に配属となった。ポラロイド対コダック特許侵害訴訟（米、賠償額：1200億円）が新聞の1面を飾り、特許への関心が高まりつつあったが、認知度はまだ低い頃である。特許出願明細書、法律、裁判例、すべてが新鮮で面白かった。父親ほど歳の離れた先輩部員に囲まれ、OJT教育を受けた。

若手でも、時には、事業部長から見解を求められる。いい加減な判断は、自分と部全体の信頼を損ない、会社に損害を与える。

「専門家になりたい」。そう考えて、試験に挑戦し、弁理士になった。だが、知識だけでは、専門家とはいえない。知識と経験を活かし、組織の利益に貢献してこそ、専門家だ。重要発明の権利化、他社との特許係争、国内外の法律や運用変更への対応。取り組むべき課題はたくさんあった。

関与したプロジェクトが一段落した頃、長女を出産した。知財の分野では、「知的財産立国を目指す」との小泉首相の施政方針演説を受け、知財の保護が強化され、2005年には知財高裁が設立された。

復帰後の職場には、多くの仲間が加わっていた。担当を抱えながら、管理職として、新たな課題に取り組んだ。

2009年、会社を退職し、東京地裁の裁判所調査官となった。知財の調査官は、最高裁を除き、特許事件を専門に扱う東京・大阪両地裁と知財高裁に配置され、現在、特許庁出向者（19

名）と弁理士（2名）とで構成される。弁理士の登用は2002年に始まり、地裁の初代は、応化出身の杉村純子弁理士である。調査官は、当事者の主張や証拠を正確に理解し、中立的な立場から、裁判官に自分の意見を述べることを職務とする。様々な事件に関与し、貴重な経験を積んだ。

2012年、任期を終え、法律事務所に入所した。特許手続、特許侵害訴訟などを担当し、代理人としてあるべき姿を学んだ。

2013年、知財権の活用により近い立場で仕事をしたいとの思いから、再び、旭化成にお世話になることにした。新しい仲間と共に、多くの課題に取り組んでいる。

同じく知財の分野で働く夫は、海外赴任中のこともあり、習い事を始めた小4の娘の世話は、近くの両親に頼りっぱなしである。

この23年間、仕事を通じて、社会と関わり、多くの人と出会い、失敗と成功を繰り返して、少しずつ成長してきた。成長を支えてくれた先輩、仲間、家族、そして知財との出会いに感謝している。

近年、知財をとりまく環境は一層変化している。2011年に米国（50万件）、日本（34万件）を抜いて世界首位となった中国の特許出願数は、2012年には65万件を突破した。中国での特許訴訟の増加など、さらなる変化が予想される。

これからも、変化の流れの中に身を置き、知財の専門家を目指して、成長し続けたい。